

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和6年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2169.32	2580.78	1764.24	3144.98	3249.22	3949.32	2216.68					
残滓搬出量	194.5	200.47	167.78	780.42	584.8	674.4	267.9					

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	19	31	10	27	31	28	11					
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	917	906	906	908	905	911	901					
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C ※1	167	165	167	162	164	165	165					
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	9	7	7	7	7	6	6					
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置											

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	0	0	0	0	0	0	0					
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	休炉中											
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	休炉中											
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	休炉中											
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	—	—	—	—	—	—	—					

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800°C以上であること。

※1 基幹的設備改良工事にて1号炉の集じん器をEPからバグフィルターに更新しました。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉				測定実施回数
試料採取位置			煙突入口				ばい煙濃度測定回数 5回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月12日	6月4日	8月7日		
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月7日	6月25日	9月2日		
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	9月10日		
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）				適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満		大気汚染防止法
硫酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満		大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7 未満	7 未満	6 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	66	49	51		大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	—	—		大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	—	—		大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	—	0.035		ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉				測定実施回数
試料採取位置			煙突入口				ばい煙濃度測定回数 0回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 0回/年
試料採取月日							
ばい煙濃度測定結果の得られた月日							
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日							
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）				適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	基幹的設備改良工事の為に休炉中です。 休炉中の為測定未実施です。				大気汚染防止法
硫酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h					大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm					大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm					大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N					大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N					大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N					ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。